

『2審も課税処分取り消し ホンダが勝訴—東京高裁』

ホンダがブラジルの現地法人との取引をめぐる「移転価格税制」に基づく追徴課税の取り消しを国税当局に求めた訴訟の控訴審判決で東京高裁（杉原則彦裁判長）は13日、ホンダ側の主張を認め、約75億円の課税処分を取り消した1審東京地裁判決を支持、国税当局の控訴を棄却した。ホンダは1975年、ブラジル・マナウスの自由貿易地域に二輪車を製造販売する現地法人を設立し、部品提供や技術支援を行ってきた。東京国税局は2004年、その取引価格が不当に低かったとみて、同業のブラジル企業を比較対象とし、現地法人の利益の一部は「親会社の日本側に帰属すべきだった」として、2003年3月期までの計5年分について250億円余りの申告漏れを指摘し追徴課税した。ホンダはこれを不服として提訴した。

報道によると杉原裁判長は、現地法人が受けていた税の優遇措置について「利益率に重要な影響を及ぼしていた」と判断。1審と同じく、同地域外にあったブラジル企業と比較するのは誤りだとし、国側の主張を退けた。移転価格税制をめぐるのは、取引価格の適正さや利益の算定方法について税務当局と企業の主張が対立するケースが多く、武田薬品工業に対する約571億円の課税が全額取り消しになった例がある。



『申告の要否をスムーズに判定 国税庁がHP上に開設』

国税庁は先般、HP上に「相続税の申告要否判定コーナー」を公開した。以下の手順により、申告要否のおおよそが分かる。

1. 法定相続人となる配偶者の有無、子供・父母（養父母含む）・兄弟姉妹の有無と人数を入力。上位の順位の法定相続人がいる場合は、次の順位は入力できないしくみとなっている。この人数に基づいて、基礎控除額が自動的に計算される。
2. 相続財産（土地等／建物／有価証券／現金・預貯金／生命保険金等・死亡退職金等／その他の財産／相続時精算課税適用財産）を入力。このうち土地等の入力では、「路線価」又は「倍率」のいずれかを選択すると、それぞれの方式に応じた評価額を算出する入力画面に進む。建物の入力では、所在地と固定資産税評価額、持分割合を入れることでそれぞれの建物の評価額が自動計算される。加えて債務及び葬式費用、相続開始前3年以内の贈与財産も入力。
3. 課税遺産総額（相続財産の合計額－債務及び葬式費用の合計額＋相続開始前3年以内の贈与財産の合計額－遺産に係る基礎控除額）が算出され、申告要否の判定結果が表示される。

各画面では、用語を説明するリンク、当該画面の入力例なども掲載され分かりやすい構成となっている。

出典元：日本中小企業経営支援専門家協会（JPBM） ※本記事・内容の無断転載を禁じます。